

事業主の皆様へ

栃木市中小企業

介護相談員派遣事業

を始めました。

従業員の方が、ご家族等の介護に、
悩んでいませんか？

経験を積んだ従業員が介護に悩み、離職してしまう
のは会社にとって大きな損失です。

仕事と介護の両立支援の取組みを始めませんか？

……どんな介護サービスを受けられるの？

……介護をしながら仕事を続けていくには

どうしたらいいの？



仕事と介護の両立を応援します！

介護に関する内容に精通した介護相談員を
無償で貴社に派遣します！

栃木市では、介護離職ゼロを目指し、市特別養護老人ホーム・養護老人ホーム連絡協議会、市介護支援専門員連絡協議会及び市在宅介護サービス事業所連絡会の協力を得て、市内の中小企業等を対象に、豊富な実務経験を有する介護に関する相談員（社会福祉士、介護福祉士、ケアマネージャー等）を派遣し、事業主・従業員が抱える介護に関する様々な課題に対して、必要な助言等を行う「栃木市中小企業介護相談員派遣事業」を始めました。

なお、この事業は、介護に関する社内相談窓口の設置や従業員の方への意識啓発を推進するための取組みとして実施するものです。

詳細については、裏面をご覧ください。

次のようなことで、悩んでいたり知りたいことがありましたら、是非「栃木市中小企業介護相談員派遣事業」をご利用ください。なお、派遣には、個別相談会と研修会の2通りの方法があります。

従業員・事業主の方が

- ◆家族の介護と仕事を両立したい
- ◆介護サービスを使いたい
- ◆介護をしながら働き続けているケースを参考にしたい
- ◆利用できる制度を知りたい……………等の際は、
個別相談会をご利用下さい。

事業主の方が

- ◆介護による離職を防止する取組をしたい
- ◆介護休業したときに従業員が受けられる給付を知りたい
- ◆介護保険制度について従業員に周知したい……………等の際は、
研修会をご利用下さい。

「栃木市中小企業介護相談員派遣事業」の流れ

①申込み【企業から市へ】

栃木市中小企業介護相談員派遣申込書により、お申込み下さい。
※市ホームページからダウンロードできます。



②派遣決定【市から企業へ】



③介護相談員の派遣

貴社に介護相談員が伺い、個別相談会または研修会を開催します。
なお、介護相談員の派遣回数の限度を月1回の1年間とします。



④個別相談会・研修会の終了後に、実績報告書を提出【企業から市へ】

問合せ・申込み先

〒328-8686 栃木市万町9番25号
栃木市 産業振興部 商工振興課
電話：0282-21-2371 F A X：0282-21-2683
E-mail:syoukou01@city.tochigi.lg.jp

協力団体：栃木市特別養護老人ホーム・養護老人ホーム連絡協議会、
栃木市介護支援専門員連絡協議会、栃木市在宅介護サービス事業所連絡会